

HIGO TIMES

～ヒーゴタイムズ～

平成27年2月発刊

<目次>

- 裁判員制度Q&A…1
- これって犯罪?…2
- 警察と検察の違い…2
- 法律〇×クイズ…2
- あぶない!! 出会い系サイト…3
- クロスワードパズル…3
- 薬物犯罪について…4
- ヒーゴくんが行く…4
- 広報, 被害者支援センター紹介…4



ちょっと教えて! ヒーゴ, フーゴ, ミーゴの 裁判員制度Q&A



フーゴ

Q. 裁判員が参加するのはどんな事件?

A. 例えば, 殺人や放火, 強盗殺人などの**重大な犯罪**だよ。



ヒーゴ



ミーゴ

Q. 裁判員はどうやって選ばれるの?

A. **選挙権のある人**の中から, 候補者名簿を作り, その名簿の中から事件ごとにくじで選ぶんだよ。くじは裁判所で行われるよ。



Q. 裁判員だけで裁判をするの?

A. 裁判は, 6名の裁判員が3名の裁判官と一緒に出席して行われるよ。全員の意見が一致しないときは, 多数決で結論を出すんだ。



裁判員制度とは、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、裁判官3人と一緒に、被告人が有罪かどうか、有罪の場合は、どのような刑にするのかを決める制度です。

裁

判

員

制

度



熊本地方裁判所の実際の裁判員裁判法廷です。

裁判員制度はなぜ導入されたのか?

みなさんが裁判に参加することによって、国民のみなさんの視点・感覚が裁判の内容に反映されます。その結果、裁判が身近になり、国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

そして、国民のみなさんが、自分を取り巻く社会について考えることに繋がり、より良い社会への第一歩となることが期待されています。

みなさんが将来裁判員になったら...? 不安に思うかもしれないけど、大丈夫! 少し詳しく解説するよ!

多数決で結論を出すとき、意見は同等?

同等です!

有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官の意見と同等に扱われます。ただし、有罪と判断するためには、裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上を含む過半数の賛成が必要ですよ(これによって有罪とならない場合は、すべて無罪になります)。

※多数決の例

- 有罪の意見… 裁判員5名
- 無罪の意見… 裁判官3名+裁判員1名=4名

↓ 有罪に裁判官が含まれないので**無罪**



裁判員は法律で保護されている!

裁判員の名前や住所などは公にしてはならず、事件に関して裁判員に接触することも禁止されています!**裁判員やその家族を脅したりした者には、刑罰が科せられます(2年以下の懲役又は20万円以下の罰金)**。

また、裁判員やその家族等に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいような事件については、裁判官だけで裁判をすることもあります。

守秘義務とは...

裁判は公開されているので、傍聴人が法廷で見聞きすることができたりや裁判員を経験した感想は、当然周りの人に話しても大丈夫です。

ただし、**公開されていない評議の内容や裁判員や裁判官がどのような発言をしたかなどは話してはいけません。**

また、事件関係者のプライバシーに関する事項や裁判員の名前なども話してはいけません。

このように秘密を守らなければならないことを守秘義務といいます。



ズバリ！！ これって犯罪？

「法」には、『どのようなことをすると犯罪になり、どのような処罰を受けるか』というルールを定めているものがあり、代表的なものとして「刑法」があります。
ここでは、みなさんの身近に起きそうな事例を挙げて、それが犯罪になるのか、犯罪になるとしたらどんな処罰を受けるのかについて考えてみたいと思います。

ケース①
釣り銭が多かった！これってラッキー？

A君は、コンビニで買い物をしたところ、店員が勘違いして、お釣りを多くくれました。

A君は、「ラッキー！」と思い、そのまま釣り銭を受け取り、家に帰りました。
これって犯罪になるでしょうか？

【答え】
ずばり、犯罪です！

釣り銭が多いことに気づいたのに、そのまま受け取ってしまう行為は、刑法の「詐欺」罪になります。

「詐欺」罪は、刑法において、最大で10年の懲役と決められています。

ケース②
ちよっとくぐらひ落書きしても...

B君は、気分がムシヤクムシヤしたので、近所の公園の壁にスプレーで落書きをしました。

これって犯罪でしょうか？

【答え】

もちろん、犯罪です！

他人の物に落書きをする行為は、刑法の「器物損壊」罪になります。

他人の物を壊す行為も同じです。

「器物損壊」罪は、最大で3年の懲役と決められています。

ケース③
放置自転車は勝手に使っちゃいい？

C君は、道ばたに何日も自転車が放置されていて、誰も取りに来なかったので、自分の足代わりとして使いました。

これって犯罪になるでしょうか？

【答え】

ずばり、これも犯罪です！

刑法の「窃盗」罪、もしくは「占有離脱物横領」罪になります。

もし、持ち主が置いていた自転車を勝手に使った場合は「窃盗」罪に、この自転車が誰かに盗まれた後に放置されたものであった場合は「占有離脱物横領」罪になります。

「窃盗」罪は最大で10年の懲役、「占有離脱物横領」罪は最大で1年の懲役と決められています。

法律〇×クイズ

- Q1 裁判には民事裁判と刑事裁判がある。
- Q2 検察庁は刑事裁判に関する仕事をするところである。
- Q3 他人のものを盗んだりする犯罪行為について有罪・無罪を決定する裁判が刑事裁判である。
- Q4 犯罪を捜査するのは警察官だけである。
※このページに答えがあるよ。
- Q5 悪いことをした人を裁判所に起訴することができるのは原則として検察官だけである。
※起訴された人は被告人と呼ばれます。
- Q6 小学生や中学生でも裁判を見ることができる。
- Q7 フーゴがいつも手に持っているのは辛子レンコンである。



公民の教科書にほとんど載ってるよ！

× 20 ○ 90 ○ 90 × 10 ○ 80 ○ 20 ○ 10 ㊦

 検察官	 警察官
 できる	 できる
 できる	 できる
 できる	 できない

逮捕

取調べ

起訴状

不起訴

裁判にかけるか、かけないか決めること

警察と検察の違い

警察の捜査と 検察の捜査の違いは？

警察が行う捜査は、犯人を逮捕して調べをしたり、証拠物を押収したりするなどの刑事事件の第一次的な捜査です。

一方、検察が行う捜査は、犯人を裁判にかける(起訴)か、かけない(不起訴)かを決定するための捜査です。

具体的には、警察から送られた事件記録を確認し、犯人の取調べをしたり、必要に応じて被害者や目撃者などの事件関係者から直接話を聞いたりします。

事件や事故の現場に向くこともあります。

検察官だけの権限！

犯人を裁判所に起訴したり、裁判にかげず不起訴にする権限は、原則として検察官のみに与えられています。

検察官も逮捕する！

現行犯人逮捕は一般の人でもすることができます。

検察官や警察官には逮捕状を請求する権限があります。(一般の人ではできません。)

脱税事件や政治家の汚職事件などについては、検察官が逮捕して、自ら第一次的な捜査を行うこともあります。





あぶない！！ 出会い系サイト

「出会い系サイト」には、誰もが持っている心のスキを狙った恐ろしいワナがひそんでいます。その手口を知って、インターネットにも危険な面が潜んでいることを知しましょう。

出会い系サイトを利用した少年・少女が犯罪の被害に巻き込まれるケースが増えています。

身を守るためのルール

携帯のメールに出会い系サイトの案内が送られてきました。

見ない！

同じ趣味を持った理想的な相手がありました。
食事をするだけでお金をくれるという書き込みを見つけました。

書き込まない！

やさしそうな人で、「会いたい」と言ってくれました。
相手は、会社を経営している社長さんと言っていました。

絶対、会わない！

ちょっと
待った！



本当に大丈夫？

少年少女が出会い系サイトで被害にあった例も・・・



何より「危険には近づかない」で、自分の身を守りましょう。

「本当の名前は出さないから安心」と思って興味本位で利用し、犯罪に巻き込まれるケースが多く発生しています。
相手が犯罪者の場合、一度書き込みをすると、あらゆる誘い文句で誘惑してきます。



やり取りをしていくと、相手のことが分かった気になり、「会ってみようかな」と思うってしまうものです。それこそが相手のねらい。
「会うこと＝危険なこと」を忘れないことです。



事例1 強盗、誘拐事件

出会い系サイトで知り合った男性とドライブに行ったところ、お金を奪われた上、そのまま誘拐されてしまい、両親に身代金を要求された。

事例2 売春事件

出会い系サイトに書き込みをしたところ、だまされて無理矢理売春をさせられた。



クロスワードパズル

クロスワードパズルの設問(答えはひらがな)

<タテのカギ>

- ① 犯罪と刑罰に関する法律のこと。
傷害罪は〇〇〇〇第204条に書いてあるよ。
- ③ 国の権力が立法、行政、司法に分かれていることを「〇〇権分立」というよ。
- ④ 他人をだまして、金品をうばったりすること。振り込め〇〇、オレオレ〇〇。
- ⑤ 犯罪行為を行った人。〇〇〇〇。
- ⑦ 不注意によりおとした誤りや失敗のこと。交通事故の〇〇〇〇割合。
- ⑧ 投げ捨てること。廃棄物を不法に〇〇〇〇する。

<ヨコのカギ>

- ① 裁判にかけるか、かけないかを決めるのは〇〇〇〇〇〇。
- ② 人を助けて、その務めを果たさせること。「課長を〇〇する。」
- ⑤ 武家語〇〇〇〇は、江戸幕府が武家を統制するために定めた法令。
- ⑥ 車を運転するときは、〇〇〇〇免許が必要。
- ⑨ ある職務に就いている期間のこと。参議院議員の〇〇〇〇は6年。
- ⑩ 裁判を行うところ。地方〇〇〇〇所。

答えは最終頁のQRコードのホームページを見てね！



①		④		⑦	
②	③		⑤		⑧
⑥					
			⑨		
⑩					

ヒーゴくんが行く



【テーマ】 薬物犯罪について

覚せい剤、シンナーなどの危険な薬物についてヒーゴくんが解説するよ！



Q1. なぜ危険な薬物を使ったらダメなの？

一言で言うと、自分の体、特に脳に大きな害があるからだよ！

一度危険な薬物に手を出してしまえば、**体がぼろぼろになっちゃめられなくなってしまうんだ。**

それに、脳などが害を受けたら、元通りになることはないんだ。

みんなは中学校を卒業して新たなステップに進んでいくことになるけど、これから楽しいことがたくさん待っているのに、薬物で人生を台無しにしないでほしいな！

Q2. いろんな犯罪にちがって、

これは一例だけど、薬物犯罪というのはとても重い犯罪なんだ！

× 覚せい剤を持っていたり、使ったりしたら

↓ 覚せい剤取締法違反・・・最大10年の懲役

× シンナーを吸うために持っていたら

↓ 毒物及び劇物取締法違反・・・最大1年の懲役、最高50万円の罰金

× 大麻を吸うために持っていたら

↓ 大麻取締法違反・・・最大7年の懲役

危険ドラッグを使った人が車を暴走させて事故を起こしたっていうニュースを見たことあるかな？

× 薬物の影響で車を運転できるような状態じゃないのに車を運転して交通事故を起こし、人にけがをさせたら
↓ 危険運転致傷罪・・・最大15年の懲役

Q3. じゃあ、「危険ドラッグ」って何なの？

少し前までは「脱法ハーブ」などと言われていたものだよ。

ハーブっていう響きから、体に害はないように思うかもしれないけれど、そんなことはないんだ！

覚せい剤などと同じく、体に大きな害がある危険な薬物なんだ。

それに、危険ドラッグはこれまでになかった薬物で、薬物中毒が起きて病院に運ばれても、お医者さんも何の薬物を使っているのか分からず、治療ができない場合もあるんだ。

Q4. 熊本では関係ないんじゃないの？

覚せい剤や危険ドラッグのニュースを見ると、薬物の犯罪っていうのは都会で起きていることだと思ってしまうかもしれないけど、そんなことはないんだ。

僕たちの住んでいる熊本県内でも起きているんですよ、しかも繁華街だけに限ったことではないんだよ。これから社会に出ていくことになるみんなも、自分には関係のないことだなんて思わないでね。

甘い誘惑に惑わされないで！
断る勇気を持つとっ！

くまもと被害者支援センター

くまもと被害者支援センターは、犯罪等の被害者やその家族又は遺族に対して、精神的支援その他の各種支援活動を行う「犯罪被害者等早期援助団体」です。

犯罪等の被害にあったとき、人は、何をどうしたらいいかわからないものです。誰かに話を聞いてもらいたい、法律や裁判など今後のことを相談したい、そんなときは、くまもと被害者支援センターにお電話ください。

くまもと被害者支援センターでは、以下のような支援を行っています。

◎警察署・検察庁への付添い

警察署に被害の届出へ行くとき、警察署や検察庁で事情聴取を受けるときや相談に行くときに付き添います。

◎病院への付添い

病院での治療・検査に付き添うこともできます。

◎裁判所への付添い

刑事裁判を傍聴するときや、証人出廷するときに付き添います。

◎自宅への訪問支援

被害後、外出することが難しい方には犯罪被害相談員等が、必要に応じて自宅に訪問し、日常生活を支援することもあります。

◎情報の提供

警察や検察庁の被害者支援や被害者保護に関する法律などの説明を行います。

公益社団法人 くまもと被害者支援センター

〒862-0950 熊本市中央区水前寺 6-9-5

●電話相談・面接相談

[相談専用電話] 096(386)1033
[相談受付時間] 平日10:00~16:00

●法律相談

随時・相談時間30分

●心理相談

随時・相談時間1時間

※相談・支援無料

法律相談・心理相談は予約が必要です。事前に電話でご相談ください。



～検察庁のこと もっと知りたい方へ～



熊本地方検察庁では、**出前教室・移動教室**を行っています！

検察庁の仕事、裁判員制度、検察官のことなどについて、もっと知りたいという方がおられましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、検察官の仕事や裁判員制度等について分かりやすく紹介したDVDの貸出しやパンフレットの配布も行っています。



●お問い合わせ先●

〒860-0078

熊本市中央区京町1丁目12番11号 熊本地方検察庁企画調査課 (広報担当)

TEL 096-323-9035 FAX 096-323-9097

メールアドレス 39-kikakutyousaka@ppo.moj.go.jp

熊本地方検察庁

検索

クロスワードの答えは

QRコードから検察庁

HPへ

